岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和８年１１月２５日（水）岐阜県発表資料			
所属	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境事務所	廃棄物対策係	浅野	直通　058-272-8322 FAX　058-278-3524

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和８年１１月２０日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

記

１　被処分者

（１）住　所　愛知県一宮市藤塚町三丁目１３番地１

（２）氏　名　ツジ建設株式会社　代表取締役　辻　修三

〔許可内容〕

産業廃棄物収集運搬業

・許可年月日　令和３年１２月１９日（更新）

・許可番号　　０２１００１９２２５０

・積替え又は保管の有無　　無し

・産業廃棄物の種類　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記６品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　６種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

２　行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

３　取消年月日

令和８年１１月２０日

４　取消しの理由

被処分者の役員は、令和６年１１月１９日に名古屋簡易裁判所において罰金刑に処せられ、その執行が終わった日（令和６年１１月１９日）から５年を経過しない者であることが判明した。

これにより、被処分者は、法第１４条第５項第２号ニのうち、同号イにおいて規定する法第７条第５項第４号ニの欠格要件に該当するに至った。

本事実は、法第１４条の３の２第１項第４号に規定する許可の取消事由に該当する。

［参考条文］

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

第七条

５　市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ニ　この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第十四条

５　都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第十四条の三の二　都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四　第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。